

令和3年3月25日あま市教育委員会告示第7号
一部改正令和5年10月17日あま市教育委員会告示第21号

あま市小中学校あり方検討委員会要綱

(設置)

第1条 あま市立小中学校（以下「小中学校」という。）の将来を見据えた学校のあり方に係る基本的方針及び方策（以下「基本的方針等」という。）を教育委員会が策定するに当たり、学校関係者及び市民等から広く意見を聴取するため、あま市小中学校あり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、小中学校の将来を見据えた学校のあり方について、教育委員会に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 個別の課題を検討するために、検討委員会に作業部会を設置することができる。
- 3 前項に規定する作業部会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 優れた識見を有する者
- (2) 小中学校の校長及び教員
- (3) 幼稚園及び保育園の代表者
- (4) 小中学校の児童生徒の保護者
- (5) 市内に在住し、又は在勤する者
- (6) 市関係職員
- (7) 前各号に定めるもののほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、依頼の日から教育委員会が基本的方針等を策定する日までとする。

- 2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、あま市教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

この告示は、公示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。